解散公告

当法人は、平成二十七年七月二十三日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

兵庫県宝塚市鹿塩一丁目四番一六号

特定非営利活動法人アイ・アイ宝塚

清算人　田中　峻治

解散公告

当組合は、平成二十七年八月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

奈良県大和高田市大字大中七六番地

エヌシー計算センター協同組合

清算人　西田　先作

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十七年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

福岡市南区高宮五丁目一八番九号

有限会社ヤナセメディカル

清算人　柳瀬　哲郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十七年七月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

愛知県大府市中央町五丁目七〇番地

大府市土地開発公社

清算人代表　久野　孝保

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

大阪市中央区備後町一丁目七番一〇号ニッセイ備後町ビル二階

日本溶融亜鉛鍍金厚生年金基金

代表清算人　林　晴男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十月十八日開催の責任役員会の決議及び山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

山口県下関市向洋町三丁目一三番一五号

宗教法人唐防寺

清算人　吉村　増亮

連絡先　山口県山口市周布町四―一―三

辻本　正澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市白金町二丁目二三番地一二、最後の住所北海道苫小牧市青葉町二丁目七番一六―三〇六号

被相続人　亡　北島百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

事務所北海道苫小牧市表町二丁目一番一四号王子不動産第３ビル五階

相続財産管理人　弁護士　細谷　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市永山町一丁目一二四番地、最後の住所北海道旭川市神居八条一四丁目二番一七号

被相続人　亡　井上　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

北海道旭川市六条通一一丁目五五番地の一〇ラポール六条古田ビル一階井上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大平　祐大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字新寺町一四八番地、最後の住所青森県弘前市大字樹木三丁目八番地一〇

被相続人　亡　増田　よう

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

青森県弘前市大字茂森町一四番地五

相続財産管理人　司法書士　野呂　恒雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区白鳥一丁目二八番、最後の住所宮城県仙台市宮城野区白鳥一丁目二八番三〇―六〇二号

被相続人　亡　奥山　保美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

仙台市青葉区本町二丁目五番一四号加藤ビル二階

相続財産管理人　司法書士　髙田　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区門前町六九番地、最後の住所仙台市青葉区滝道四六番一六号

被相続人　亡　本田　晴行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

仙台市青葉区大町二丁目五番一〇号　御譜代町ビル二〇三号　杉山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋芳代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市天王字江川四三番地一、最後の住所秋田県秋田市仁井田目長田一丁目二番三八―二号

被相続人　亡　石谷　一久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

秋田県秋田市山王六丁目一一番三号増田ビル一―Ｂ　佐々木俊幸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市中桜田二丁目四番地三、最後の住所山形市中桜田二丁目四番一四号

被相続人　亡　尾形　敏晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三十一日

山形市旅篭町二丁目一番四号　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

第40期決算公告　平成27年6月29日

埼玉県越谷市南越谷一丁目2876番1

越谷コミュニティプラザ株式会社

代表取締役社長　黒田　勉

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	543
	固定資産	5,847
	資産合計	6,390
負債及び純資産の部	流動負債	454
	固定負債	1,539
	負債合計	1,993
	株主資本	4,397
	資本金	97
	利益剰余金	4,300
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	4,276
	（うち当期純利益）	(93)
	純資産合計	4,397
	負債・純資産合計	6,390